(2)　(1)の規定は、特例フィリピン人第二陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と読み替えるものとする。

2

特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　協定指針第二の一の3の(1)から(7)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「フィリピン人看護師候補者が」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第二の一の3の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

(2)　第一の三の3の責務にのっとり、3の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3)　過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2、協定指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4)　過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3、協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5又はベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3

研修の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例フィリピン人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

イ　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

ロ　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験

(2)　(1)の看護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例フィリピン人看護師候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、同表の下欄に掲げる看護師国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区分	看護師国家試験	看護師国家試験
特例フィリピン人第一陣看護師候補者	平成二十三年度看護師試験	平成二十四年度看護師試験
特例フィリピン人第二陣看護師候補者	平成二十四年度看護師試験	平成二十五年度看護師試験

(3)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(4)　研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(5)　研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4

特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二

介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1

特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十五年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十五年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　平成二十四年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十四年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2

特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　協定指針第二の二の3の(1)から(4)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「フィリピン人介護福祉士候補者が」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者が」と、